

○議長 辻本 一夫君

まず10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず第1点目に、芦屋港活性化基本計画について。

芦屋港活性化基本計画は、芦屋港が観光レジャー要素を持った港として芦屋町の海の魅力を生かした地方創生・観光まちづくりを推進する拠点となるよう、2017年から芦屋港活性化推進委員会を中心に調査審議が行われてきたものであります。そこで、以下について伺います。

1、2019年に作成された芦屋港活性化基本計画は、芦屋港活性化推進委員会や5つの専門部会で検討が行われローリングされて現在に至っているが、当初の計画から大きく変更された事業計画はどのようなものがあるのかについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

当初策定した芦屋港活性化基本計画は、平成31年3月となります。その後、福岡県からのレイアウト変更の提案を受け、令和2年5月に計画を一部変更しております。この変更の主なものは、ボートパークと海釣り施設の位置や規模となります。また、この変更に伴いまして福岡県の管理する物流機能の位置を集約するとともに、当初計画していました飲食・直売施設の新設は行わず上屋を活用した複合施設へ機能を導入することとし、年次計画を見直したところでございます。

ここで、当初の計画から変更になっている概要を御説明いたします。

ボートパークにつきましては設置位置が変わるとともに、当初は水上保管と陸上保管で約200隻の収容規模としていましたものを、水上保管のみで最大約170隻の規模ということになりました。次に海釣り施設ですが、当初は既存の防波堤に安全対策を講じる計画でしたが、ボートパーク整備に必要となる波の影響を和らげる波除堤という堤防を新設することから、この堤防の上部を活用し、落水防止柵などの安全対策や釣り場環境の整備を行うことで海釣り施設とするものでございます。なお、ボートパーク及び海釣り施設、また物流機能の移転集約につきましては福岡県事業となります。

次に、令和2年5月の変更計画を基に詳細な調査検討を重ね、現時点で変更している主な部分について御説明いたします。

まず1点目は芦屋町が整備する観光集客施設です。全天候型施設として具体的な用途は定めておりませんでした。令和3年度に砂像屋内常設展示施設という方針を定め、現在設計を行って

令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

いるところでございます。これは現在イベントで実施しているあしや砂像展のプロゾーンの砂像作品を毎年、作品の入替えを行うための作業期間を除きまして、屋内に常時展示しようという施設となります。展示に限らず、砂像文化の発信や芦屋町の観光周遊の拠点としての機能を持たせる施設となるよう、現在、設計において検討を行っているところでございます。

2点目は上屋の活用です。民間活力の導入による飲食・直売などの機能を整備する計画でしたが、コロナウイルス感染症の影響により参入意向事業者が少ないことや、当初活用を想定していました国の制度廃止などによりまして、補助金等有利な財源を活用した行政整備とし、施設所有者の福岡県と整備方法や維持管理方法などを現在協議しているところです。このため、施設の概要は現時点では未定となります。

3点目は、砂像屋内展示施設においては物価高騰や資材不足などの社会的な状況から、また、上屋活用においては県との協議に時間を要していることから、それぞれの開業時期を1年先送りにするよう年次計画を見直しています。

4点目は、全体をマネジメントし運営する組織体を「まちづくり会社」が望ましいとしておりましたが、その後の調査検討を経て、観光地域づくり法人登録制度「DMO」の方向とし、現在検討を進めているところでございます。

これらの芦屋町の事業に関しましては、芦屋港活性化基本計画で定める今後の検討課題を解消するために、令和2年度から国の交付金を活用し詳細な調査検討を重ねてきたものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まず大きく変更された点としてハードとしては第1に、令和2年にボートパークと海釣り施設の位置や規模の変更、それに伴い海砂運搬船の西岸壁への移動、第2にボートパークを陸上保管と水上保管から水上保管のみに変えたこと、それに伴い波除堤の新設と堤防を利用した海釣りの施設の建設、第3に、観光集約施設を砂像屋内常設展示施設として使用するという、こういったことが主なものになってますが、それでは、これによりですね、2点目の、当初の事業計画の事業費は約36億円とされていたが、ローリングによって変更した事業費はどのくらいになるのかについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港活性化基本計画は大きな考え方を示したもので、策定時点においてあくまでも想定され

令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

る概算事業費として36億円というのを計上しております。また、このようなことから「事業費は物価上昇などの経済環境変化や設計により、変更となる可能性があります。」とも示しているところでございます。

現在は、先ほど申しましたようにこの計画を基に詳細検討や設計など各種事業を進めているところでございますが、現在、福岡県と協議を進めている施設や設計において積算中のものもあるため、現時点で事業費を算出することは困難な状況でございます。しかし、昨今の物価上昇や資材不足の状況を考慮すると、事業費は当初の見込みよりも増える可能性があると考えられます。

一方で福岡県及び芦屋町の各種事業におきましては、財源確保に最大限努めているところでございます。福岡県においては、ポートパーク、海釣り施設整備に国の社会資本整備総合交付金を活用されておりますし、芦屋町においては、令和2年度からの各種調査検討事業において国の地方創生推進交付金を活用しており、2分の1補助を3年間受けているほか、砂像屋内展示施設の整備においては国の地方創生拠点整備交付金の活用で2分の1が補助、残りの2分の1は過疎対策事業債を活用し、町の負担を最大限少なくするように努めております。また施設整備とは異なりますが、福岡県では水域のしゅんせつを毎年実施しております。特に今年度は、今後の施設整備を踏まえ大規模なしゅんせつが行われましたが、これらにも国の社会資本整備総合交付金を活用されているところでございます。

今後の施設整備やソフト事業の推進においても、国・県の財源確保に加え過疎対策事業債の活用など有利な財源確保に努め、町の負担軽減に努めていくものでございます。併せて、施設整備においては将来にわたるランニングコストが町の負担として発生することから、ランニングコスト低減を意識した整備を行う方針ということで検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

当初の見込みより増える変更点は県の責任で行うものと町の負担とする工事がありますが、砂像展示施設については私もこの鳥取県の砂像展示場をですね、視察に行きましたが、建設や空調関係に設備投資が相当かかっているというふうに感じております。

それと、昨日も提案がありましたWeb3の導入というの也有ります。これは最近いろんな観光施設がですね、これを導入しまして、仮想空間をその施設内に取り入れ、そして回遊して地方創生を図っていくということで最近注目されている施策ですが、これにもですね、やっぱり相当の設備投資が必要ではないかというふうに考えていて、当初の観光集客施設に比べると、やはりかなり事業費が膨らむというふうなことが考えられます。

令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

そこで3点目のですね、事業計画の変更などが行われているが、住民への説明や周知はどのように行われていたのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

周知ということですが、平成29年に芦屋港活性化推進委員会を設置しておりますが、それ以降の状況について答弁させていただきます。

進捗状況などにつきましては広報に13回掲載してきました。また、町のホームページには各会議ごとに議事録を含め、資料などを逐次掲載しております。併せて、個別となりますが遠賀漁業協同組合芦屋支所への説明を4回や、出前講座3回などを行っております。また、検討体制である芦屋港活性化推進委員会や専門分科会、ワークショップなどには町民の方々に参画いただいております。住民参画手法を採用しているところでございます。

併せて、議会には芦屋港活性化基本計画策定以降の平成31年4月以降となりますが、都度進捗状況を報告させていただいております。今回までで13回実施しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この計画が持ち上がってですね、いろいろな審議会なんかも立ち起こしたわけですけど、それにしてもちょうどコロナ禍と重なってですね、大変審議がしにくい状況であったということですね、分かるわけなんですけど、一応、広報に掲載が13回ということ、それと遠賀漁協芦屋支所には4回やっている。これは、特に遠賀漁協芦屋支所は隣接する漁協としてですね、今後のボートパークの運営とかそういったところには大きく関わる場所なので、ここの組合員のやっぱり理解を得るということは大変必要なことだと思いますが、4回行われたということですが、それぞれどのくらいの組合員の方がですね、参加されたのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

すいません、各回の参加人数というのは手元に持ち合わせておりませんが、実施した内容としては進捗状況の報告というのが主なものとなりまして、毎回20名前後の方々が参加しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私もですね、芦屋支所の組合員さんから、「大体、ボートパークの建設はどんなふうになってるのか。」とか、そういったお問合せなんかも受けるわけなんですけど、聞いてみますと「4回の説明会があったんじゃないですか。」っていうことを聞くと、「いや、自分ところには1回しかその案内が来てないけ、自分は1回しか出てないけ、その後どんなふうになってるかってのは全然把握できてない。」という、そういった回答でありましたのでですね、やはり芦屋支所の組合員さんにもですね、十分な情報がいっていないんじゃないかというふうに思います。広報に13回掲載されたといってもですね、直接的な説明でもないということで、広報によって周知された部分についても、なかなか理解が深まってないんじゃないかなと思います。

そこで、私たちがこの間11月にとりました町政アンケート結果を御手元に資料として出しますけど、これで問いとして「芦屋町は、芦屋港周辺にボートパークなどを整備し、町の観光拠点にするとしていますがあなたはどう考えますか。」という問いにですね、「推進すべき」という回答が25%、「反対する」という方が19%です。この方々は行って、関心を持ってですね、内容についても把握して自分の意思表示、「推進すべき」、「反対だ」という考え方を持ってる方なんですけど、「内容を検討すべき」という方が30%、「知らない・分からない」というのが20%ありました。これはですね、やはり十分な内容がですね、知らされてないということ、また、全然知らないという、分からないという、そういった方がですね、60%近くおるということでは、やはり周知としてですね、もっとやっぱりこの精度を上げていくべきではないかなと思います。

それでですね、3点目にですね、周知はどのようにして行われたのかということなのですが、こういったことを見てですね、住民説明会をですね、やはりちゃんとして、このボートパーク、芦屋港湾の開発についての周知をですね、深めるべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋港レジャー港化につきましては、国・県・町と一体となって進めている事業でございます。この事業を進めていく上で住民の皆様には正しい情報をお伝えし、理解いただくことは非常に重要なことというふうに捉えております。一方で、周知方法として広報あしやは有効で必要不可欠というふうにも捉えておりますが、掲載できる情報量にも限界がありますし、分かりづらいという声があることも理解できます。このようなことから、住民の皆様が知りたい情報を正確にお伝

えする説明会の機会を設けることは必要というふうに考えております。

しかし、御指摘のボートパークをはじめ上屋活用など、現在、県と協議中の案件が複数あることに加え、砂像屋内展示施設や飲食・直売施設は検討中のため、現時点では不確定部分が非常に多い状況でございます。このため実施時期ははっきりと申し上げることはできませんが、今後、住民説明会は実施したいというふうに考えております。なお、住民説明会はこれまでも町の事業に対して実施してきているもので、当然開催する考えでございますが、住民説明会と地域懇談会は内容が異なるものでございます。各事業に対する地域懇談会は町としては開催しませんので、その点は付け加えておきたいと思っております。

また、当面は引き続き広報あしややホームページでの周知に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

以上です。

**○議長 辻本 一夫君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

「住民説明会は実施したい。」という、そういった答弁です。まだなかなかですね、煮詰まっ  
ない部分というのもあるということなんで、やっぱり内容をですね、よく煮詰め、そして年内の  
早い時期にですね、私は行くべきであるというふうに考えます。それと同時にですね、完全に決  
定し工事が進められ、ローリングや変更ができないという状況の中での説明会では意味がないと  
いうふうに考えます。住民の声の反映ができる中での説明会、こういったものをですね、ぜひ早  
い時期にやっていただきたいというふうに思います。

それでは次にですね、5点目ですね、先ほどの説明の中で大きく変更になったことで、5点目  
の観光地域づくり法人（DMO）というのが出てきました。この観光地域づくり法人（DMO）を  
目指すとしていますが、このDMOとはどのような組織なんでしょうか。これについて伺います。

**○議長 辻本 一夫君**

芦屋港活性化推進室長。

**○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君**

DMOにつきまして、国の資料を基に概要を御説明いたします。

DMOは観光庁が認定する観光地域づくり法人登録制度のことでございまして、「地域の多様な  
関係者を巻き込み、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域経営の視点に立った観光地域づくり  
のかじ取り役となる法人」とされております。

地方創生におきまして国が示しました観光交流人口増大の経済効果につきまして、定住人口1  
名分の年間消費額が平均約124万円とされております。これに対しましてこの定住人口1名分

の経済効果を満たすためには、国内日帰り旅行者の場合は約79人分、国内宿泊旅行者の場合は約25人分、外国人観光客の場合は約8人分に相当すると推計されております。社会的な人口減少により地域経済が縮小する中、観光交流人口の拡大、つまり観光客の取り込みは、地域経済を維持するために有効かつ必要であるというふうに言われているところでございます。

このようなことから、国では地方創生において戦略的に観光交流人口を拡大するため、諸外国のDMOと呼ばれる観光振興組織が備える各種データの収集・分析、明確なコンセプトに基づいた戦略の策定、PDCAサイクルの確立といった科学的アプローチによる観光地域づくりを推進する観光地域づくり法人登録制度が平成27年11月に設立されたもので、これを日本版DMOと言っております。

このDMO、ちょっと分かりにくいかと思いますが、英語の頭文字を取ったものでして、Dは「デスティネーション」、旅先や旅の目的地といった意味でございます。Mは「マネジメント」と「マーケティング」という言葉が意味となります。次にOですが、「オーガニゼーション」、組織や機関という意味になります。一般的になんですが、従来の観光協会と言われるような地域組織におきましては行政依存型、画一的や慣習・前例踏襲的な事業で、事業収入に自主事業収入が少なく、顧客目線ではなく会員への還元を主とするといったような特性があるとされております。

これに比べましてDMOは各種データの収集・分析、コンセプトに基づいた戦略策定、PDCAサイクルの確立により観光客視点での事業展開や地域全体のマネジメント、プロモーション事業、自主事業による自己財源を確保し、自走するという違いがございます。先ほど申しましたDMOという英語の頭文字の中でいうMという部分、「マーケティング」と「マネジメント」、これが重要であり、ここが従来の観光協会と大きく異なるところでございます。ただし、DMOは公共性を持った組織でもあるため、自己財源による自走とはいっても一定の行政からの支援を受けていることが一般的でございます。

行政と観光関係団体が行っている事業の重複部分を整理することで事務事業のスリム化を図ったり、戦略的な事業展開により行政からの補助金を徐々に減らしていく、または同じ補助金額でも、より効果のある事業展開を図ることがDMOの特徴とされております。国はこの地方創生を推進する上でDMO設立を推奨しており、国・県においても様々な支援体制が設けられています。また、DMOを対象とした補助制度が活用できるといったメリットもございます。

今回レジャー港化においては、エリア一帯を維持管理、マネジメントする組織体を当初のまちづくり会社から観光DMOの方向性としたのは、観光に特化し地域が稼ぐ力を創出するために望ましい組織体であることや、芦屋町の観光振興における課題解決及びレジャー港化の目指す方向が観光DMOの目的や活動に一致していること、国・県の支援体制が充実していることなどから

令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

となります。しかし、DMOはそれぞれの地域の特性や事情によって形態が様々なため、芦屋町の観光振興においてDMOに何を求めるのか、何が必要なのかをしっかりと検討していかないといけないと認識しているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

DMOについてはですね、今、説明を受けましたが、なかなか理解が難しい。初めてのことで、観光DMOというものの自体がですね、地方創生に取り組む中で2015年に観光庁が候補となる法人の登録開始を発表し、現在に至っているようです。地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成し、多様な人材、団体、組織、機関などが連携することで、地域を挙げた観光地域づくりを推進するという、これがDMOの目的となっております。そういった点ではですね、何人のDMOの人の配置になるか分かりませんが、私はやはりDMOに配置される人材がやっぱり、成功の鍵を握るんじゃないかというふうに思います。

それでは、今までもですね、DMOの設立があったわけでしょうけど、DMOの失敗例とかですね、成功例はあるのでしょうか。それについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

成功例、失敗例ということですが、まずちょっと県内の状況を御説明させていただきますと、県内では福岡県観光連盟、それから一般社団法人田川広域観光協会という2団体が地域連携DMOとして登録されておりますし、単独の市町村単位でのDMOとして八女市、うきは市、糸島市、新宮町の4団体が登録されております。また、候補法人という2段階の法人登録前の段階で今、認定されているところが北九州市、柳川市、宗像市、福津市、嘉麻市というふうになっておまして、成功例・失敗例ということでございますけども、それぞれの地域によってなかなか、背景であったりやっтерることが様々でありますので、一概にちょっと言うことは難しい状況ではございますけど、現在検討している過程において先進事例ということで取り上げられているような事例としましては、愛媛県大洲市というところの一般社団法人キタ・マネジメント、福井県小浜市の株式会社まちづくり小浜、和歌山県田辺市の一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー、岩手県釜石市の株式会社かまいしDMCなどとなっております。また、県内では新宮、福津、うきはといったところがですね、それぞれの形態が異なりますので、これらを参考事例としていろいろと調査をしているところでございます。



令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

失敗例ということではありますが、明確にはちょっと難しいところではありますが、DMOについては毎年観光庁に事業評価などの報告を出す必要がありまして、これによって国の指導を受け、登録要件を満たしていない場合は認定が取り消されるという制度となっております。この認定を取り消された団体っていうのはたくさんございますが、そういったところが議員おっしゃる失敗例に該当するのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

DMO自体ですね、認定を取るのもなかなか難しいようですが、また、申請してもですね、申請内容について十分な条件が満たされないで却下されるという、そういったですね、状況もあるようですが、先ほど言いましたようにDMO自体にもですね、人の配置が行われるわけなんですけど、それについてはやはりDMO自体にもですね、財源が必要になってくると思います。

そういった点でですね、DMO自体の財源についてはどのように考えるのか、それについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

DMOにつきましてはレジャー港化及び芦屋町の観光振興において、どのような役割を担い、どのような事業を展開していくことが望ましいかという検討を現在行っているところでございます。このため事業内容に応じて収支を算出することから、具体的な財源は今後の検討事項の1つとなるというふうに捉えております。

このことを前提に御説明をさせていただきますと、現時点で想定される主なものとしましては、港湾エリアに新たに整備される施設や既存の施設、芦屋海浜公園などの既存施設の管理運営による収益が見込まれるかと思っております。この中には砂像屋内展示施設の入場料や物販の販売収入、飲食・直売施設の経営による収益なども含んでいるところです。また、DMO向けの国・県の補助制度が多くあるため、これらを積極的に活用することで自主事業及びその財源確保が可能と考えております。

なお、設立当初や施設開業当初の数年間というのは、外部人材の支援であったり集客及び周知のためのプロモーションやイベントなどが必要となることが考えられるため、一定の町負担が発生することが想定されます。DMOの運営を軌道に乗せることで、将来的に町からの負担を減少していくことを検討しているところでございます。併せて、DMOは毎年、国に先ほど申しまし

令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

たように事業評価などを報告する義務がございますので、設置要件が満たされなくなった場合、認定が取り消されることとなりますので、国のチェック機能が働くことで財源確保にしっかり取り組む仕組みの1つとなっているというふうに理解しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

大体、DMO設立のメリットの1つとしてですね、国からの財政支援があるという、そこがやっぱり大きな魅力にもなっていると思いますが、それにしてもDMO自体に人を5人、10人配置すれば、その人件費を当然算出しないといけないし、それについては国の補助、県の補助もありますけど、それで足りなくなったら先ほどの説明にあったように町から一般会計から繰り入れるという、そういったことをですね、当然やらなければならなくなってくるというふうに思います。

そういった点でですね、事業が軌道に乗ってですね、その中で財源を生めればいいんですけど、生めないときにはですね、ずっと町からの一般会計の繰り出し、また、国からの支援もですね、そうずっとあるものではないというふうに思いますんで、そういった点では町もですね、財源のところについてはやっぱり十分検討してですね、将来的なことも考えた中で、このDMOについての取組を煮詰めていかなければいけないというふうに考えております。

それでは先ほど言われましたようにですね、DMOの中には観光協会との関係はどんなふうになるのかということがあります。DMOについては観光協会が主体となってですね、DMOを設立して、そして運営していく部分と、観光協会とは別個のですね、DMOをつくって運営していくといった2つの運営体系があります。今、開発されているエリア内についてはですね、レジャープールや海浜公園、これについては現在、観光協会が管轄しているという状況ですが、そういったところでですね、芦屋町の観光協会との位置づけについて、これについてはどうなるでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

芦屋港活性化推進室長。

○芦屋港活性化推進室長 水摩 秀徳君

芦屋町には海の魅力のほかにも、芦屋釜をはじめとする文化財など様々な資源がございます、これらの魅力を引き出した観光施策を推進することは、芦屋町の地方創生において重要な施策というふうに考えております。

そこで芦屋町観光協会の位置づけについてですが、芦屋町の観光振興を担ってもらわないとい

令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

けない組織であり、一般社団法人として1つの独立した組織として運営されておりますので、現時点でDMO検討に当たって、一方的に決めることはできないというふうに認識しております。DMOを設立するに当たっては、地域の多様な関係者の合意形成が必要となります。これは芦屋町観光協会も含まれるため、今後、意見交換の場を設けていき、合意形成を図っていかねばいけないと考えております。

一方で、芦屋町の観光振興を担う役割である芦屋町観光協会におきましては、DMOに求められるようなマーケティングやマネジメント、データに基づく戦略策定やPDCAサイクルの確立などにも取り組んでいただけるよう、町との連携による人材育成や変革が必要な時期に来ているのではないかなというふうに思っているところでもございます。令和5年度から第2期芦屋町観光基本構想が始まりますし、レジャー港化を契機に関係者による意見交換を重ねながら、芦屋町の観光振興に最も効果的で望ましい姿を議論していかないといけないというふうに考えております。

このように現在、DMO形成に向けて検討を進めているところではありますが、具体的に決まっているものではありませんので、今後の検討状況につきましては逐次議会に報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

観光協会もですね、一般社団法人であるということで、そのですね、理念をやっぱりちゃんと守らないといけないので、やはり観光協会とですね、よく話をして、今後DMOにどう関わっていくのか、そういった方向性をですね、出していきたいと思えます。それと観光協会自体にもですね、芦屋町として今年度予算でも2,400万円の補助金を出していますし、先ほど言いましたように今後DMOができていけばですね、一定の期間は町からの一般会計の繰り出し、そういったものも考えなきゃいけないし、海岸の関係でいえばですね、砂像も行ってますんで砂像にもやはり3,400万円のお金を出してます。また、レジャープールや海浜公園についてはやっぱり指定管理料がですね、出されているという、そういった状況もあるんでね、そういった点の財政面についてもですね、十分検討した中でですね、今後の芦屋港湾の活性化計画についてをですね、進めることを考えていただきたいと思います。

最後にですね、私はやっぱりこの芦屋海岸の観光振興のメインの地をですね、海砂の集積地や県のコンクリートの建造物の製造地として使用し続けることは、多くの方が望んでないというふうに考えております。整備をして観光資源を活用し、稼げる観光地域づくりを進め、観光が地域

令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

産業の1つの核となることが求められています。そのためにも地域への誇りと愛着を持った人材がDMOを構成することが、今後の事業を成功させる上でも最も必要なことです。

私たちは1987年のリゾート開発で多くの自治体の経営破綻、倒産を経験しました。再び同じ過ちを繰り返してはなりません。05年に制定された観光立国推進基本法の理念はこうした反省に立ち、「地域の観光資源を生かし、住民が誇りと愛着を持てる持続可能な観光まちづくり」、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」と理念に盛り込まれています。

活性化基本計画のDMOをはじめとする様々な課題を突き詰め、年内には早く住民説明会を開き、町内者の人材発掘や団体・企業・個人営業者の協力を得ることに力を入れるべきではないでしょうか。最後に、町長にこのことについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

川上議員からいろいろ御心配いただきましてですね、様々な観点から御質問をしていただいたわけですが、まず何て言うんですかね、私が1番先に、最初にこれを考えて思ったのがですね、今までも皆さんもそうでしょうが、芦屋といえば何かと。芦屋といえば何を連想するかという形の中で結局、海であろうと。どなたに聞かれてもですね、「芦屋の海はいい。」と、「芦屋の海にドライブ行ったら、本当に心が洗われる。」とかですね、いろんなことで必ず海が出てきます。そしてもう1つがですね、芦屋町という歴史ですね。さっき課長も話しましたように、芦屋千軒、関千軒と言われるぐらいにですね、この芦屋町は非常に商売人、人の交流等でのぎわった町でございます。

そういういろんな材料がせつかく目の前にあるのにですね、それを生かして、そして定住化、海のあるところに住みたいという人も、かなりよく聞いております。今でも、人口問題は後でどなたかがされますが、どこの町も人口が減少しております。その中であって、芦屋は遠賀郡4町と比べて最近の直近のあれでは、少し芦屋は増えたということですね、今からそういうような形の中で、人口対策もあるんですけど、そういうことでしっかり芦屋ということのですね、大きな御旗というか芯というか、それに基づいてですね、芦屋町の活性化という形の中でやっていきたいと思えます。

財源のほうもいろいろ御心配されておられるわけですが、この財源について最もやはり国のいろんな形の中で、国のこういう各地方が活性化してほしいという形の中で、いろんな形で補助金を結局つくっていただいておりますが、先ほどから出てますようにDMOというものですね、ちょっと聞きづらいあれなんですけど、これもそういう形の中で日本全国、自分ところの町・村・市を誇りに思うように、何かいいものを見つけ出して人が交流できるような

令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

という形の中で生まれた補助制度だと私は思っております。

今、るる川上議員から御心配な点の御質問をいただきましたが、私が最近言っているのは、今、芦屋町は例えて言えば、折尾駅から汽車に乗って博多まで行くのに、海老津か赤間の間ぐらいまで来たかなと。それから、今からこの1年1年が芦屋町の皆さんの知恵をお借りしてですね、よくなるような形で進めていきたいと思っておりますので、その点御理解を賜りますことお願いいたします。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは2点目、生徒が主体的に関わる校則の在り方について。

全国にいわゆるブラック校則が問題になっている背景に、令和3年6月8日付で文部科学省から、「校則の見直し等に関する取組事例について」との通知が出されました。その要点は、「校則の内容や必然性について児童生徒・保護者との共通理解を持つようにすること」、「児童生徒が話し合う機会を設けるなどしながら、常に見直すこと」、「校則の見直しは、児童生徒の主体性を培う機会となること」などで、岐阜県教育委員会が校則を改定する際の手続を明文化する事例が紹介されました。そこで以下のことを伺います。

1、文部科学省通知を受け、芦屋町はどう対応したのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

議員御指摘の令和3年6月8日付の文部科学省通知ですが、当時、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかといった報道や指摘を受け、通知されたものです。

この通知は、「校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものであること」、「校則に基づき指導を行う場合は、1人1人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように指導を行っていくこと」が重要であることから、校則の見直しなどに関する取組事例について、学校及び教育委員会などへの周知を目的として通知されました。

この通知は、翌日6月9日に県教育委員会より学校等へ通知するよう依頼がありましたので、同日に町内の小中学校へ周知したところです。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは2点目のですね、町の規則では、校則を定める主体を誰としているのか、校則を変更する場合の手続についてどう定めているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

まず、校則を定める主体についてお答えいたします。なお、文部科学省が定めている生徒指導提要から引用して答弁いたします。

校則は、「学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上及び生活上の規律として定められるもの」とされています。校則について定める法令の規定は特にありませんが、過去の判例では、「学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、校則を制定する権限は学校運営の責任者である校長にある」とされています。このため、校則を定める主体は校長となります。

次に、校則を変更する場合の手続についてお答えいたします。

中学校へ確認したところ、校則の変更に限った手続はないとのことでした。このため、実際に中学校で行われている取組について報告することで、答弁いたします。

芦屋中学校では毎年の生徒総会に向けて、生徒会の専門委員会や各学級において、学校生活において改善してほしいことについて話し合い、総会で提案する事項を生徒自身で討議しています。生徒総会では、専門委員会の活動計画についての審議のほか各学級から提案された項目を、「もしも願いがかなうなら」という議題として取り上げ、全校生徒で審議しています。生徒総会で議決された事項は生徒会と生徒指導担当の教員との間で話し合いが行われ、話し合いの結果は校長へ報告され、校内の決まりなどの見直しにつなげているとのことでした。

最近の事例では、髪型や通学時の靴、靴下の色指定の見直しを行った例があります。また、内容により、経済的負担が伴う事項であればPTAを交えた話し合いも持たれています。最近では自動販売機の設置、制服の見直しなどの例がございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

学校の生徒のですね、自主性を尊重して校則を見直す機会を持っているという、そういったよ

うな内容でしたと思いますけど、生徒指導提要についてもですね、「校則を制定する権限は学校責任者である校長にあり、児童生徒の実情、地域の状況、校風など学校がその特色を生かして創意工夫ある定め方ができる。」というふうに書いてあります。

そういった中で運用されてるわけなんですけど、例えば3点目のですね、福岡市では下着の色の指定や特定の髪型の禁止など、5つの校則が4月から撤廃されることになりました。髪型のツーブロックの禁止やポニーテールの禁止なども撤廃された。芦屋町の中学校の校則では頭髪や服装についてはどうなっているのかということですが、芦屋町の校則もですね、いただきましたが、大変細かくですね、16項目についてですね、登校・下校・通学・外出とかあって、その中に頭髪とかですね、服装、それからカーディガン、セーター、防寒着、ストッキング、タイツ、こういったことの色とかですね、丈とかも細かく決められています。

それで、例えばこの頭髪の中で、「中学生らしい自然で爽やかな頭髪を心がけましょう。」まあ、抽象的です。「長さの目安は、目、耳、服装の襟にかからない程度にします。」という、こういったことが決められてますけど、この決まりから言えばですね、例えば今問題になっているツーブロックとか、女性のポニーテールとかツインテールとかこういった部分については、この決まりについて適合しているのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

頭髪につきましては今年度の生徒総会の中で、規約を見直してほしいということで決まっているというふうに伺っております。したがってその中で、学校内での今、討議はされているものと認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

理容店なんかの店主に聞きますとですね、例えばツーブロックというのは今、例えばアナウンサーとかそういった人を見ればほとんどがね、テレビのアナウンサーはツーブロックらしいんですよ。ツーブロック自体はですね、やっぱり清潔感もあるし、それから髪型の手入れがしやすい、決まりやすいというそういったことがあるんで、今は社会人の中でもツーブロックは大変好まれているという、そういった状況です。

基本的には言われるようにですね、生徒や父母の方々がやっぱり声を上げて変えていくというところが基本になると思いますが、この中で見るとですね、いろんな制約があって、例えばカー

令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

ディガンとかセーターとかですね、ストッキングとか防寒着、こういったものはですね、着用前に規定にあるかどうか確認を行いますというふうに、チェックするというふうになってはいますが、その点ではですね、決まりに適合しないとき、そういったときにはどうなるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

個々のケースについてどうなるのかという確認はできておりませんが、基本的には決まりというものは、先ほども答弁しましたとおり生徒が自主的に改善点を提案し、学校側と協議をして決められてきたものというふうに認識しておりますので、それに抵触するものについては教師が適切に指導されているものと認識しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それによりですね、チェックなどによっていろんな罰をつくるという、そういった学校もあったようで、それによってこういった校則の問題についてはですね、ブラック校則というふうな名称で呼ばれるようなこともあったと思うんですけど、それ自体を文科省がですね、今後変えていくというそういった方針を出してるわけですが。

4番目のですね、文科省が紹介した岐阜県教育委員会は、校則改定プロセスを明文化したことで「生徒に校則は変えられるものという認識を持ってもらい、時代に合った教育環境をつかってほしい。」と述べています。芦屋町でも、児童生徒が主体的に学校の決まりや校則などを決められる、そういった仕組みづくりをつくるべきではないかと思いますが、その点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋中学校における校内の決まり事に関する見直しのプロセスは先ほどの答弁とも重なりますが、まさに生徒が自ら考え、話し合い、先生方とも話し合い、実現させていくというプロセスであると言えます。また、この取組は平成の初めの頃から行われたというふうに伺っておりますので、30年以上にわたり続けられてきたものと認識しております。また、中学校においては遠賀郡内の中学校とも情報交換を行いながら、校内での取組をさらに向上させようとしているところです。

校則の内容の見直しは最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、生徒自身が校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていかうとする態度を養うことにもつながり、



令和5年第1回定例会（川上誠一議員一般質問）

児童生徒の主体性を担う機会にもなります。芦屋中学校における児童生徒が主体的に学校の決まりや校則などを決められる仕組みづくりは既に確立し、実践されているものと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、そういった子供の主体性を守るというのであればそれをですね、徹底していただきたいと思います。

令和4年の5月にですね、衆議院、6月に参議院で今回こども庁ができたのでですね、こども基本法というのが制定されました。国・地方公共団体においてもこども政策を策定、実施し、評価するに当たり、施策の対象となる子供や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために、必要な措置を講じるということを定めています。

こういったですね、「ここでいう『地方公共団体』とは、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されます。」というふうに、やはり教育委員会もですね、やっぱりこういった子供の意見をよく聞き、反映するように指導をなさいたいということが言われてます。また、子どもの権利条約第12条ではですね、「自分の意見を自由に表していい」となっております。これは、子供が自分に関することを自分で決めることができる、自分に関することを決める権利が保障されているということです。

決まり事をつくる時、子供の参画を進め子供が町民としての自覚を持つことが、勉学や生活に張りが持てるということではないでしょうか。文科省の通知が求めているのは、生徒に「学校のルールをつくる主体は子供だ」とメッセージを出すことだと思います。学校現場の意思を尊重する姿勢は重要だと思います。しかし教育委員会が、「学校のルールは自主的に変えていいんだ」という主体性を励ますメッセージを出すこと、子供の声に耳を傾けることは矛盾せずできることなんだということだと思います。

このことを要望し、今後の取組を期待することを表明して質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。